

委託保養所 利用助成券

助成金額	2,000円
利用施設名	
利用年月日	平成 年 月 日
所属市町村名	
組合員氏名	
利用者氏名	

発
行
者


〒231-0023 横浜市中区山下町75番地
神奈川県市町村職員共済組合
電話 045 (664) 5423



利用上の注意

1. この利用助成券を利用できる者は、組合員とその被扶養者です。
2. この利用助成券は、1人1泊につき1枚とし、委託保養所（他共済の保養所、宿泊施設等）以外では、使用できません。
3. この利用助成券は、公務にかかる宿泊については使用できません。
4. 委託保養所を利用する際に、この利用助成券を窓口に提出すると、利用料金から表記金額が控除されます。
5. 都合により利用を取り消した場合又は利用人員が少なくなった場合には不要となった利用助成券を必ず共済組合事務担当課へお返しください。

年間宿泊施設利用助成券

助成金額	2,000円		
利用施設名			
利用年月日	平成	年	月 日
所属市町村名			
組合員氏名			
利用者氏名			
発行者	〒231-0023 横浜市中区山下町75番地 神奈川県市町村職員共済組合 電話 045 (664) 5 4 2 3		
<h2>利用上の注意</h2>			
<ol style="list-style-type: none">1. この利用助成券を利用できる者は、組合員とその被扶養者です。2. この利用助成券は、1人1泊につき1枚とし、年間宿泊施設（指定旅館等）以外では、使用できません。3. この利用助成券は、公務にかかる宿泊については使用できません。4. 年間宿泊施設を利用する際に、この利用助成券を窓口に提出すると、利用料金から表記金額が控除されます。5. 都合により利用を取り消した場合又は利用人員が少なくなった場合には不要となった利用助成券を必ず共済組合事務担当課へお返してください。			